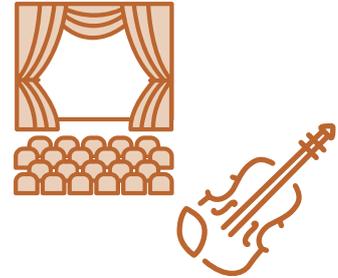




バイオリニスト千住真理子さんとの対談から学んだ相続における心響について

MUFG相続研究所 所長 こたに こういち
小谷 亨一

先日、ソロバイオリニストの千住真理子さんと対談をさせていただく機会があり、その中で観客の皆様にごどのように音を届けるかというお話を伺いました。



音を届けるには会場ごとで広さや形状などが違うため、その都度立つ位置(足の位置一つで届く音が変わる)を変えないと音の届き方が違ってしまうと、しかも残響(音源が発音を停止した後も音が響いて聞こえる現象のことーウィキペディアより)まで考えた届け方になるようです。素人の私にとっては極めて複雑で人間離れした話ですが、プロの演奏家の皆さんにとっては日常のことなのかもしれません。



この残響に関してですが、直接音と反射音を区別する能力は後天的に身につくもので、新生児は区別ができないため、世界を残響のシャワーのように自覚している可能性があることを実験により指摘されているとのこと(前述ウィキペディアより)。

以上のようなことから劇場や音楽ホールを設計するにあたり残響時間は大きな考慮点となるそうです。確かにとんがり帽子型の会場と長方形のホールでは音の響きが違うと感ずます。

この話を聞いて、職業柄講演を行う際に、感じていたことを思い出しました。講演会で同じように話をしても会場により、聞こえにくいとか、音が割れるなどご意見をいただくことがありました。マイクの問題なのか?とか会場が単純に細長いから後ろは聞こえにくいのでは?などと思っていたのですが、今回の話を聞いて、講演をするときも同じようなことを



次ページへつづく▶

考えないといけないと気づかされました。その会場の響き方に応じた話のスピードや声の張の調整を行うことなどが必要なのかもしれないと。最近では、音響の質を気にしなければ、曲面振動板(従来はコーン型振動板)を通じた音の伝達により高齢の方にも音を大きくせずに聞こえやすいスピーカーなども売れているようで、音を意識することの重要性を感じます。

この話を伺った時にもうひとつ感じたこととして、相続における家族内での心の響きです。相続は亡くなることでその方が音源となり、その方の生前に行った生前贈与や資金支援などに対して、また亡くなった方の介護など支援をされた方への寄与分など、残された人々にはその立場によりさまざまな心の声があり、その声の響きがどのように整理されるかが円満な相続にとって非常に重要になります。



このような心の響きは法律的には特別受益や寄与分などを考慮した具体的相続分とされるものだとは考えています。しかし、これらに加え、最も大事な声の響きは、亡くなられた方の相続人などに向けた思いとしての声です。この声は、オーケストラで言えば指揮者であり、相続人の方の心の響きを調和させて音楽として奏でることができるのです。



相続において、人の心に温かみを届けることのできる音楽を残すために必要なもの、それは、生前の家族との思い出であり、慈しみのような配慮ではないでしょうか?この配慮があることで、家族の心の調和がとれると思います。遺言の付言事項など、その意味で指揮者として相続で発生する家族の奏でる音楽を調和させる役割を担っています。

私は、父が亡くなる前日の「今度みんなで夕飯を食べに行こう」と言った時の笑顔を生涯忘れたいと思っています。そこには父の家族への慈しみがにじみ出て旋律として私の心にずっと響いているからです。

相続は、家族の在り方をもう一度確認できる場です。その方の思い出とともに耳を澄まして心響を感じてみてはいかがでしょうか。

